

宮崎県森林組合連合会行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1： 令和9年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間360時間未満とする。

<対策>

- 令和6年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和6年10月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を3回実施
- 令和6年10月～ 社内報などによる社員への周知
- 令和7年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標2： 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和6年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年10月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に3回行う
- 令和7年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和7年 4月～ 社内報などでキャンペーンを行う

目標3： 子どもの出生時における男性職員の育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和6年 4月～ 制度内容等について社内掲示などにより社員に周知
- 令和6年 4月～ 管理職を対象とした研修の実施

目標4： 女性職員比率の向上のため、採用者に占める女性の割合を40%以上とする。

<対策>

- 令和6年 4月～ 新規職員採用活動において、HPや会社案内パンフレットを作成・活用して女性職員の活躍をPR
- 令和6年 4月～ 女性職員の定着、育成を図るため女性職員研修を実施し、仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修・説明会等の実施